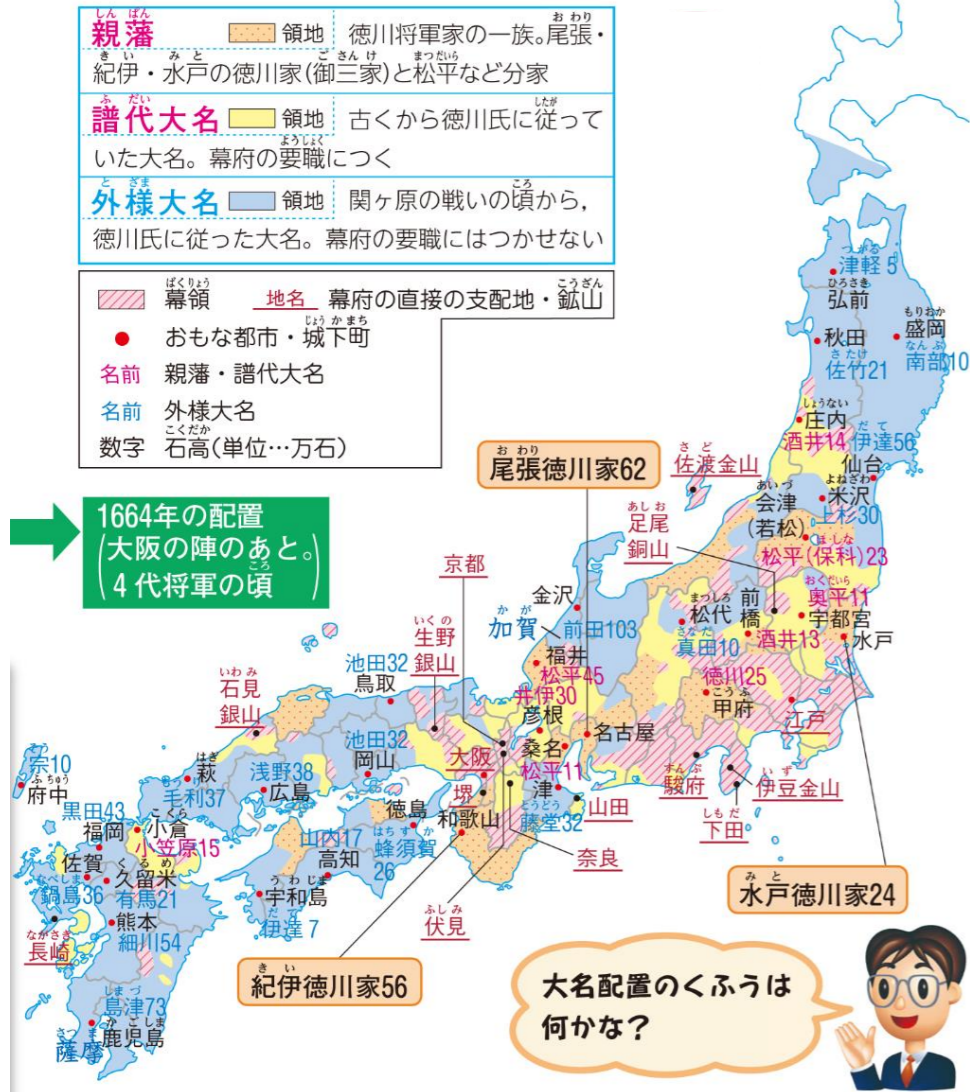


資料1 大名の種類とその配置

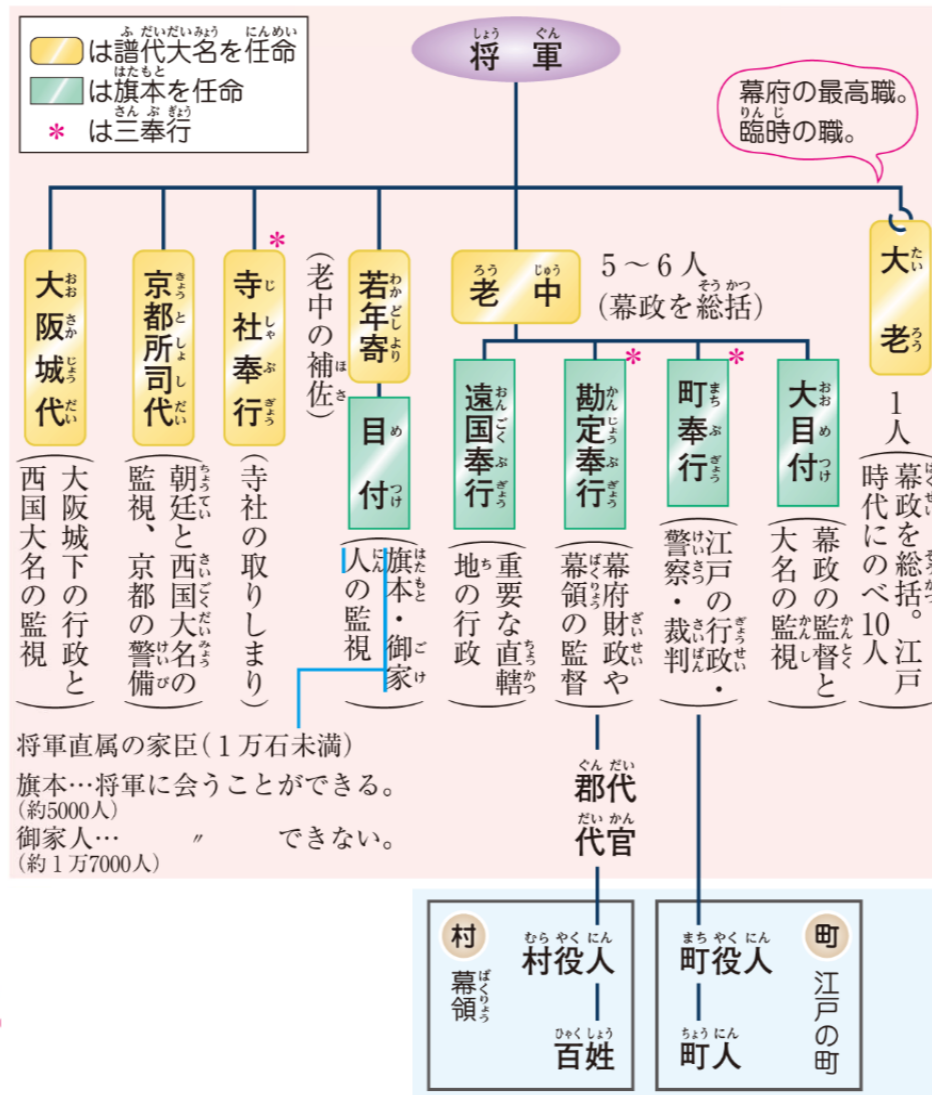
- 親藩** 領地 徳川将軍家の一族。尾張・紀伊・水戸の徳川家(御三家)と松平など分家
- 譜代大名** 領地 古くから徳川氏に従っていた大名。幕府の要職につく
- 外様大名** 領地 関ヶ原の戦いの頃から、徳川氏に従った大名。幕府の要職にはつかせない
- 幕領** 地名 幕府の直接の支配地・鉱山
- おもな都市・城下町
- 名前 親藩・譜代大名
- 名前 外様大名
- 数字 石高(単位…万石)



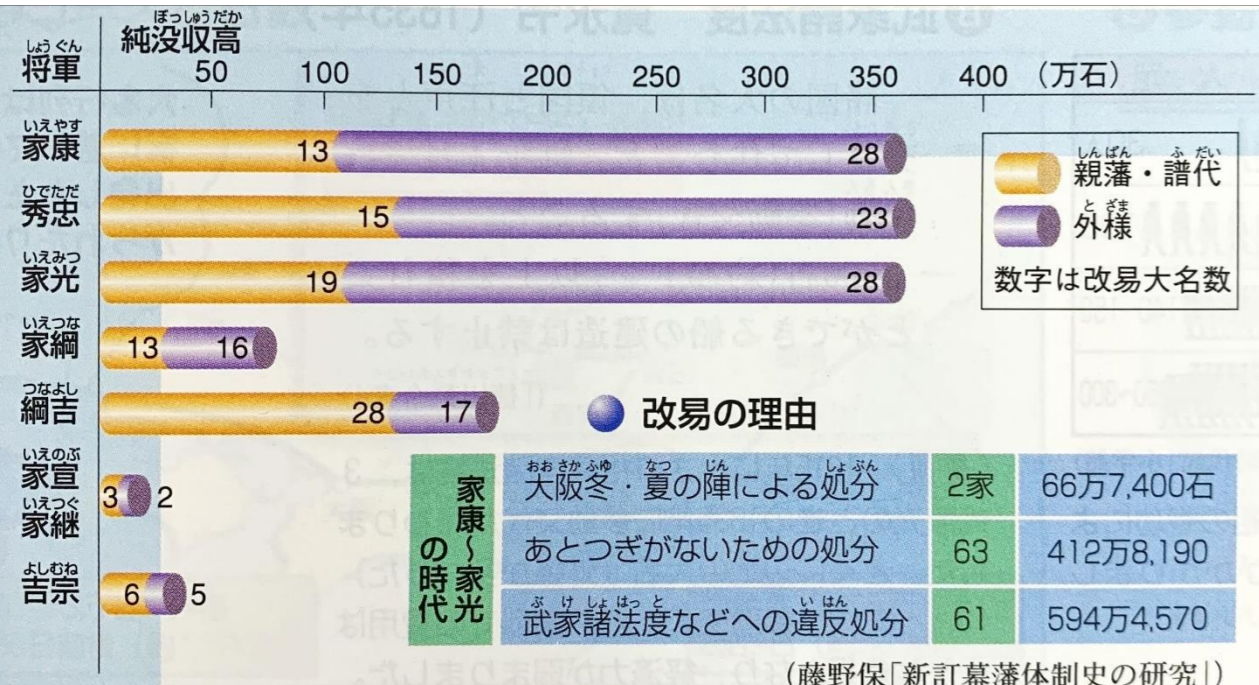
1664年の配置
(大阪の陣のあと。
4代将軍の頃)

大名配置のくふうは何か?

資料2 江戸幕府のしくみ



資料4 大名の改易(とりつぶし)



改易(とりつぶし)とは
江戸時代、幕府が大名の断絶(武士身分のはくだつ)を命じ、家の財産、土地などを没収すること。

資料3 武家諸法度の制定と参勤交代

- 一、武士は文武と弓馬の道をもっぱら心がけること。
 - 一、法度にそむく者を国内に隠しおいてはいけない。
 - 一、諸国の城は、補修するといっても必ず届け出ること。まして城の新築は絶対にしてはならない。
 - 一、隣国において過去にない新しいくわだてや仲間を集める者がいたら、すみやかに届け出ること。
 - 一、幕府の許可なく結婚してはいけない。
- 参勤交代** 1635年に制度化 (3代将軍家光のとき制定)
- 一、大名は、領地と江戸に交替で住むこと。毎年4月中に参勤すること。(徳川禁令考)

参勤交代 薩摩藩(73万石)の例



資料5 禁中並公家中諸法度

- 一、天皇がたしなまなければならぬことは、第一に学問である。
- 一、五摂家(藤原氏の一族で、摂政・関白に任命される家)の者であっても、能力がなければ、大臣・摂政・関白に任命してはいけない。まして、それ以外の家の者はなおさらである。

(藤野保「新訂幕藩体制史の研究」)